

## 災害時におけるり災証明書発行に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と東京消防庁江戸川消防署、東京消防庁葛西消防署及び東京消防庁小岩消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる建物被害状況調査を円滑に行うため、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害発生に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、災害時におけるり災証明書の発行及びその根拠となる建物被害状況調査に関する事項を定めることを目的とする。

### （連絡会の開催）

第2条 甲と乙とは、災害発生後に協議を行い、連携してり災証明書の発行を行うことが必要と認められた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

- （1）建物被害状況調査開始時期に関する事
- （2）建物被害状況調査体制に関する事
- （3）情報の共用に関する事
- （4）り災証明書発行場所に関する事
- （5）り災証明書発行窓口業務に関する事
- （6）り災証明書発行開始時期及び終期に関する事
- （7）その他必要な事項に関する事

### （被災者生活再建支援システムの活用）

第3条 甲は、乙が建物被害状況調査業務を行う場合において、被災者生活再建支援システムから出力した調査票（り災状況記録票）を乙に提供する等、必要に応じ当該システムを活用するものとする。

### （被災情報の提供）

第4条 甲は、乙が建物被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳及び固定資産課税台帳のうち家屋課税台帳に係る情報）を提供する。

2 乙は、甲がり災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、建物被害状況調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

### （発行窓口業務）

第5条 乙は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

### （情報管理）

第6条 甲及び乙は、第4条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第7条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項及び第3項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第4条第2項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

(個人情報保護手続の完了)

第8条 甲は、本協定の締結に当たり、個人情報の外部提供及び本人外収集について、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月31日江戸川区条例第1号)、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成13年3月27日江戸川区条例第20号)の規定に基づき、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会の承認を得る等必要な手続を完了しておかなければならない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和2年10月26日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、4通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区中央二丁目9番13号  
東京消防庁江戸川消防署  
署 長 久貝 壽之

乙 東京都江戸川区中葛西一丁目29番1号  
東京消防庁葛西消防署  
署 長 山田 羊一

乙 東京都江戸川区鹿骨二丁目42番11号  
東京消防庁小岩消防署  
署 長 西原 良徳